

豊中市同和行政推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 本市における同和問題の解決に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、豊中市人権行政推進本部の下に、豊中市同和行政推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 同和行政基本方針の推進に関すること。
- (2) 関係各部局との調整に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長、委員で組織する。

- 2 議長は、市民協働部理事をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長)

第4条 議長は会議の事務を総理する。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

(専門部会)

第6条 会議は、その所掌事務を行うに当たり、専門的に調査研究させるべき事項があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、議長が定める。

(資料の提出等の要求)

第7条 会議、専門部会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴き又は資料の提出、説明等を求めることができる。

(総務)

第8条 会議の総務は、市民協働部人権政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議、専門部会の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

附則 この要綱は平成28年4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成31年4月1日から実施する。

附則 この要綱は令和5年4月1日から実施する。

別表第1

同和行政推進連絡会議の委員となる者

所属部	職名
総務部	人事課長
都市経営部	経営戦略課長 広報戦略課長
都市活力部	産業振興課長
財務部	財政課長
市民協働部	コミュニティ政策課長 地域連携課長 人権政策課長 市民課長
福祉部	地域共生課長 福祉事務所長 障害福祉課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長
こども未来部	こども政策課長 こども支援課長 おやこ保健課長 こども事業課
都市計画推進部	住宅課長
教育委員会	社会教育課長 読書振興課長 学校教育課長 児童生徒課長